



## 基準間の差異が拡大する金融商品会計基準

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部                      パートナー                      **大川 圭美**  
IFRS アドバイザリー室      シニアマネジャー              **中川 祐美**

国際会計基準審議会（IASB）は2014年7月に国際財務報告基準（IFRS）第9号（2014年版）を公表し、IASBの金融商品会計基準の一連の改訂作業は完了しました。一方、米国財務会計基準審議会（FASB）は、米国の利害関係者の懸念や意見を考慮し、IASBとは異なる金融資産の分類と測定規定、ならびに減損規定を審議しており、最終的にはIFRSとは異なる金融商品会計基準が導入される見込みです。本稿では、金融商品の会計処理に関して、IASBとFASBがそれぞれどこへ向かおうとしているのかの概略をまとめています。

なお、本稿は2014年11月中旬時点で入手しうる情報に基づく分析であり、FASBでの今後の審議の過程で以下の内容とは異なる規定が最終化される可能性があります。さらに、文中の意見に関する部分は筆者らの私見であることを、あらかじめお断りいたします。



おおかわ たまみ  
**大川 圭美**  
有限責任 あずさ監査法人  
金融事業部  
パートナー

### 【ポイント】

- IASBの新しい金融商品会計基準とFASBのそれはコンバージェンスを達成できず、異なる会計処理が行われるようになることが想定される。現在の金融商品会計基準もIFRSとUSGAAPでは違いはあるが、新しい基準では差異が拡大することになる。
- IFRSでは、金融資産に組み込まれたデリバティブを区分処理せず、「事業モデル要件」と「キャッシュ・フロー要件」に基づき、すべての金融資産を分類する。一方、FASBが審議中の会計処理案では、現行のUSGAAPを踏襲し、金融資産の種類ごとに保有目的に基づき分類し、また、複合金融資産の組込デリバティブは従来通り区分処理が必要とされる。
- IASBもFASBも、予想信用損失アプローチに基づき、信用損失引当金を計上するようになる。IFRSでは当初の信用リスクから著しい悪化があったか否かで認識する引当金額が異なるのに対して、FASBのモデル案では当初認識時からの信用リスクの悪化の程度にかかわらず、各報告日には残存期間にわたる信用損失を引当金として認識しなければならない。このため、FASBで審議中の会計処理案の方が、認識される信用損失引当金の金額が大きくなると考えられる。



なかがわ ひろみ  
**中川 祐美**  
有限責任 あずさ監査法人  
IFRS アドバイザリー室  
シニアマネジャー

## I 背景

リーマンショック後の金融危機において、金融安定化理事会（FSB）やG20より、将来に対する見積りをより反映する予想信用損失アプローチに基づく信用損失引当金計上や、ルー

ルベースで複雑な分類規定の改善を含む、統一化された金融商品会計基準の導入が要請されていました。

IASBとFASBは2008年以降、統一化された金融商品会計基準の導入を目指して、協働して基準の改訂のための作業を続けていました。しかし、相殺規定のコンバージェンスは達成できず、2012年に相殺規定に関する注記の対象範囲でも統一化は達成できませんでした。さらに、2012年8月には、FASBは、

予想信用損失アプローチではあるものの、IASBとは異なる減損モデルを導入することを暫定決定しました。さらに2013年12月には、FASBはそれまでIASBと協働で進めてきた金融資産の分類と測定に関しても、IASBが採用する、すべての金融資産をキャッシュ・フロー要件と事業モデル要件に基づき分類するという方向を放棄し、商品種類ごとに分類要件が異なる現行USGAAPの一部手直しにとどめることを暫定決定しました。

FASBの最終基準の公表時期は2014年11月中旬時点では開発計画には明らかにはなっていませんが、2015年上半期には最終化されることが審議で暫定合意されています<sup>1</sup>。

一方、IASBはIFRS第9号の最終版を2014年7月に公表しました。IFRS第9号では、すべての金融資産について事業モデル要件とキャッシュ・フロー要件で分類が決定され、予想信用損失アプローチに基づく新たな減損規定が導入され、リスク管理の実態に対して、より整合的な改訂ヘッジ会計が含まれています。この結果、マクロヘッジ会計の処理を除き、IASBでは一連の金融商品会計基準の改訂作業が終了しました。

統一化が強く望まれた金融商品会計におけるこの事態は、「統一化された1つの会計基準」の達成の難しさを示すものと考えられます。金融市場は広く開放され、その波及効果の大きさから、金融機関に対する監督体制も世界的に統合化されることが期待されています。一方で、最終的には金融機関の破たん処理には税金が投入されることから、自国の市場に対する影響の最小化と破たん処理のために投入される公的資金による負担（最終的には自国の納税者の負担）との兼ね合いとの関係で、市場単位での監督目線にも濃淡があると考えられます。このため、金融機関では本店所在地での監督当局の監督統制に従うと同時に、各市場が存在する国での監督当局の規制への準拠も必要になります。会計情報は監督当局によるモニタリングの基礎となる重要な情報の1つであるため、米国

ではUSGAAPへの準拠を、欧州ではIFRSへの準拠をそれぞれ求められる金融機関も少なくありません。基準が統一されない状況下では、基準間の相違を理解し、その影響に対して適切な対処を図ることが、さまざまな市場で業務を展開する金融機関にも、それらへの投資家にとっても、今後ますます必要となると考えられます。

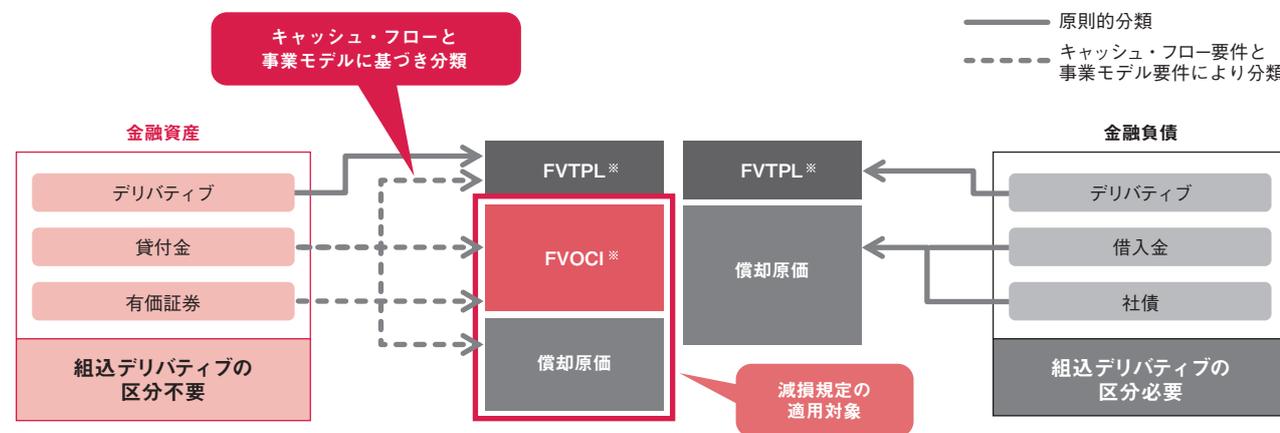
## Ⅱ 分類および測定

FASBでもすべての金融資産を対象として単一の分類基準を導入することを目指して、IASBと協働して審議を進めてきました。しかし、新たな分類要件の複雑性や現行のUSGAAPからの改善度合い等を検討した結果、IFRSの「キャッシュ・フロー要件」と「事業モデル要件」に基づく分類を断念し、現行の商品種類ごとの分類モデルを維持し、かつ、複合金融資産に含まれる組込デリバティブの区分処理も継続することをFASBは暫定決定しました。2014年11月中旬時点でのFASBの暫定合意と、IASBが2014年7月に最終基準化したIFRS第9号とは、主に以下の点で異なります。なお、IFRS第9号の分類と測定については、「IFRS第9号『金融商品』では金融資産の分類はどのように決定されるのか」(KPMG Insight Vol. 9/Nov 2014 会計トピック②)をご参照ください。

### 1. 負債性金融資産—統一的な分類基準vs資産の種類ごとの分類基準

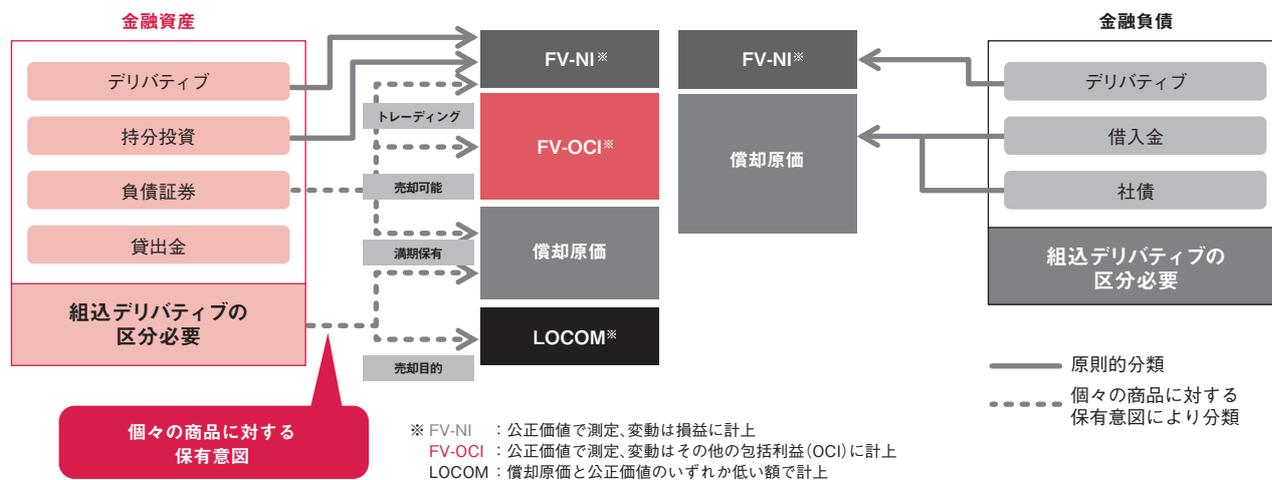
IFRS第9号では、金融資産は原則として、償却原価で測定するものと、純損益を通して公正価値で測定するもの(FVTPL)、その他の包括利益を通して公正価値で測定するもの(FVOCI)

図表1 IFRS第9号に基づく金融商品の分類の概略



1. 2014年11月11日および11月14日のFASB会議の議事録を参照。

図表2 FASBの金融商品の分類(暫定合意)の概略



の3つに区分されます。この分類は、事業モデル要件とキャッシュ・フロー要件で判定されます。キャッシュ・フロー要件は、商品のキャッシュ・フローが元本と利息のキャッシュ・フローのみを有するか（すなわち通常の貸付契約のリターンと整合的か）という商品特性に着目するのに対し、事業モデル要件は、個別商品に対する保有意図ではなく、当該商品を含むポートフォリオについてどのような目的で管理しているかという実態に着目する判定規準です。また、IFRS第9号では、金融資産について組込デリバティブの区分処理を行わず、組込デリバティブを含む商品の全体のキャッシュ・フローがキャッシュ・フロー要件を満たすか否かを判定する必要があります（図表1参照）。

一方、FASBが検討している金融資産の分類と測定は、現行のUSGAAPを踏襲し、貸付金や負債性証券などの種類ごとにその分類方法を定めるものであり、金融資産に対する包括的な分類規定ではありません。貸付金は原則として償却原価に分類されますが、売却目的の場合には、低価法（LOCOM）で測定されます。一方、負債性証券については、個々の証券（契約）に対する保有意図により、満期保有目的（HtM）、売却可能（AFS）またはトレーディング目的に分類されます（図表2参照）。HtMは償却原価で、AFSはその公正価値の変動をその他の包括利益に計上し（FV-OCI）、トレーディング目的はその公正価値の変動を損益に計上（FV-NI）します。また、図表3の要件を満たす組込デリバティブは主契約から分離し、別個に

図表3 組込デリバティブの区分処理要件

- 組込デリバティブの経済的特徴およびリスクが主契約の経済的特徴およびリスクに明確かつ密接に関連していない。
- 複合金融商品が他のGAAPの下において公正価値で再測定されていない。
- 組込デリバティブと同一条件の独立した商品が、デリバティブの要件を満たす商品である。

区分処理（公正価値で測定し、その評価差額は純損益に計上）しなければなりません。主契約はHtMまたはAFSに分類されることとなります。

なお、AFS区分の外貨建負債性証券の換算差額の取扱いについてのコンバージェンスも達成されていません。IFRSでは、FVOCI区分の外貨建負債性金融資産（例：外貨建債券）の換算差額を為替差損益として純損益に計上しますが、FASBでは現行USGAAPの取扱いを踏襲し、AFS区分の外貨建負債性証券の換算差額は公正価値評価差額の一部としてその他の包括利益に計上しなければなりません。

## 2. 持分投資の取扱い

IFRS第9号では株式等の持分への投資は原則として公正価値で測定し、その評価差額を純損益に計上します。非上場株式についても同様であり、取得原価が公正価値の最善の見積もりとなる限定的な場合を除き、公正価値での評価が必要です。ただし、資本性金融商品の定義を満たす投資で、トレーディング目的ではない場合に限り、当初取得時にFVOCI区分に指定することも容認されています。このFVOCI指定を行った場合には、受取配当金を除き、売却損益などのいわゆる実現損益が純損益にリサイクルされることはありません。また、FVOCI指定を採用した場合でも減損判定の対象にはなりません。いったん指定すると、その後指定の取り消しを行うこともできません。FVOCI区分を選択する理由は注記が必要であり、売却等により認識を中止した場合には、その理由、認識を中止した時の公正価値、処分に係る損益累計額も注記が必要です。

USGAAPでも、今回の見直しにより、持分投資については、原則として公正価値で評価し、その評価差額を純損益に計上する（FV-NI）こととなり、今までのAFS分類（公正価値評価差額はその他の包括利益に計上）は今後存在しなく

なることが暫定合意されています。ただし、公正価値が容易に測定できない持分証券 (equity securities without a readily determinable fair value) は実務上の簡便法を適用して、取得原価から、(1) 減損損失を控除し、(2) 同一商品または同一発行者の類似商品の観察可能な価格の変動を加減した金額に基づき測定することができます。なお、この実務上の簡便法は、ブローカー・ディーラーおよび投資会社は適用することはできません。また、一部の投資には純資産価値 (Net asset value) により測定することが認められるものがあります。USGAAPではIFRSとは異なり、持分投資についてFV-OCI分類に指定するオプションは存在しません。

### 3. 公正価値オプション

IFRS第9号において償却原価またはFVOCI区分の金融資産に公正価値オプションを適用できる場合は、会計上のミスマッチを解消または大幅に削減するケースに限られています。また、IFRS第9号では、クレジット・デリバティブを使用して償却原価またはFVOCI区分の金融資産の信用リスクをヘッジする場合、ヘッジ会計の適用が難しいことから、公正価値オプションの適用を当初認識後でも開始することができるようになります。

一方、FASBでは現行のUSGAAPと同様に、公正価値オプションの適用に制限を設けず、原則として商品 (契約) 単位で、公正価値オプションを適用できることが暫定合意されています。ただし、持分法を適用する投資に公正価値オプションを適用する場合には、持分法適用投資全体に適用するか、あるいはしないかを決定しなければならず、個別の投資案件単位での公正価値オプションの採用はできないなどの例外もあります。USGAAPでは、公正価値オプションの指定を当初認識時と再測定の事象<sup>2</sup>が発生した場合に限っており、かつ指定の取消しも認めていません。また、IFRSとは異なり信用リスクに関する例外的取扱いも存在しません。

なお、IFRS第9号でもFASBの暫定合意でも、金融負債に公正価値オプションを適用する場合には、自己の信用リスクの変動から生じる公正価値の変動は純損益ではなく、その他の包括利益に計上しなければならない点は同じです。

## Ⅲ 減損

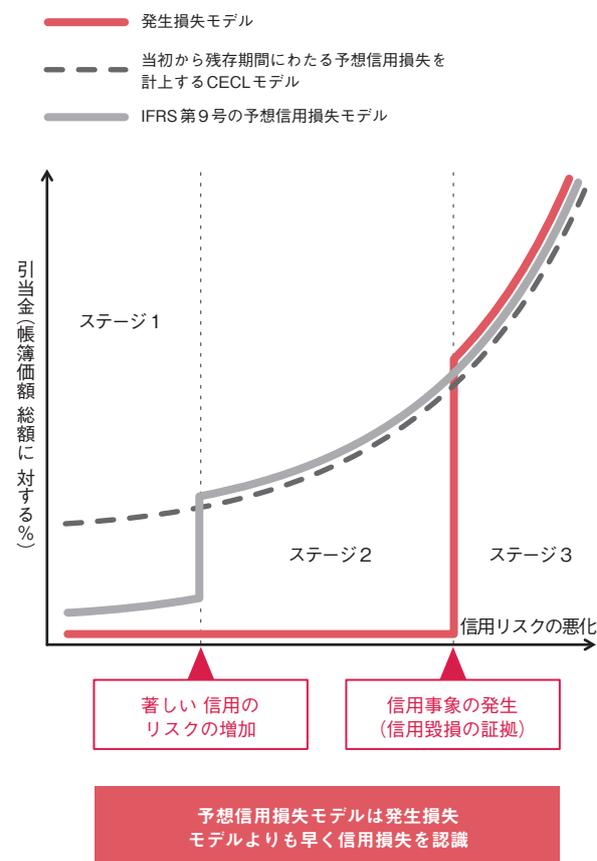
ここではまずFASBでの減損に関する暫定合意について説明し、続けてIASBの減損モデルを概説します。

FASBは2012年12月に予想信用損失アプローチに基づく現在予想信用損失モデル (Current Expected Credit Loss model、以下「CECLモデル」という) を金融資産の減損会計として適用する公開草案を公表しました。

CECLモデルは、IASBのステージ分けを行う予想信用損失アプローチに対して米国の利害関係者より示された、理解可能性、実行可能性、監査可能性に対する重大な懸念に対処するため、FASBが開発したモデルです。CECLモデルでは、IFRS第9号の予想信用損失モデルとは異なり、信用リスクの悪化の程度により測定方法を変えることは行わず、当初認識時より予想信用損失の全額を計上し、その見積りの変更を純損益に計上します。

一方、IFRS第9号では、信用リスクが当初認識時と比較して著しく増加していない場合 (ステージ1) には、12カ月の予

図表4 予想信用損失アプローチ



2. 投資が持分法の適用対象から外れる場合、連結対象ではなくなる場合などの、公正価値での再測定が他の基準で要求されている場合が該当します (ASC 825-10-25-4 ~ 25-5)。

想信用損失（残存期間にわたる予想信用損失の一部）のみを計上し、当初認識時に比べて信用リスクが著しく増加している場合（ステージ2）や信用の毀損の証拠がある場合（ステージ3）に残存期間にわたる予想信用損失全額を計上します。

このため、FASBのCECLモデルでは、IFRS第9号の予想信用損失モデルと比較して、IFRS上ステージ1に区分される場合に認識される減損損失の金額が大きくなるのが想定されています<sup>3</sup>（図表4参照）。なお、IFRS第9号の減損については、「IFRS第9号『金融商品』における減損規定」（KPMG Insight Vol. 9/Nov 2014 会計トピック③）をご参照ください。

FASBは、分類と測定に関する方向転換を受けて、CECLモデルの対象となる金融資産を見直し、FV-OCI区分や持分法適用の持分投資および公正価値の入手が難しいために実務上の簡便法の対象となる持分投資の減損規定については、CECLモデル以外の減損モデルを採用することを暫定合意しています。

## 1. CECLモデル

償却原価で測定される債権およびHtM区分の負債性証券はCECLモデルの対象となります。また、金融保証契約（ただし、保険契約として会計処理されるものやFV-NI区分のものを除く）および保険会社の再保険債権（Reinsurance receivable）などは、CECLモデルの対象となることが暫定合意されています。

CECLモデルについては公開草案公表後の審議において、以下の追加ガイダンスが暫定合意されています。

- 類似のリスク特性を有する場合、金融資産はグループ・ベースで評価する。類似のリスク特性を有しないと判断された資産は個別に評価する。FASBは当初の公開草案で求めていた、企業に対して発生確率で加重平均した複数の結果に基づく減損の測定を求めず、代わりに、共通のリスク特性を有する資産をまとめて評価することを決定した。
- 予想信用損失の見積りに際しては、契約上のキャッシュ・フローの回収可能性の評価に関連する入手可能な情報を考慮する。当該情報には、過去の事象、現在の状況および将来に関する合理的かつ裏付け可能な情報を含む。
- 個別の金融資産の予想信用損失を見積もる際には、内部情報を考慮し、また、信用格付けや類似の信用特性を持つ資産の外部情報等を無視してはならない。
- ローンの残存期間のすべてにわたって経済状況を予測すること

を企業に求めていないため、合理的で裏付け可能な予測ができない将来の期間については、調整なしの平均貸倒実績率を用いる。企業は、(a) 金融資産の見積り期間にわたり同じ過去の損失実績を用いる、または、(b) 予想信用損失について企業の仮定が反映された期間にわたり、かつこのような仮定が反映されたパターンで、過去の損失実績を参照することができる。

- すべての契約上のキャッシュ・フローとは金融資産の契約上の残存期間にわたるキャッシュ・フローである。予想信用損失の見積りにあたって、早期返済は考慮するが、契約更新、延長、条件変更などは考慮しない。ただし、リストラクチャリングが行われる予定の債権はリストラクチャリング後のキャッシュ・フローを考慮する。

なお、FASBは損失実績率に現時点の状況および合理的で裏付け可能な将来予測を反映し調整するために考慮すべき要因を具体的に列挙したガイダンスを公表する予定です。

## 2. FV-OCIの減損モデル

AFSに区分された負債性証券については、CECLモデルの適用対象から除外され、従来の減損規定である「一時的でない減損（Other than temporary impairment (OTTI) モデル）」を引き続き適用しますが、損失の認識のタイミングを早めるためにOTTIモデルを修正することをFASBは暫定合意しています。

具体的には、AFS区分の負債性証券に関する減損ガイダンスは以下のように修正されます<sup>4</sup>。

- 減損の金額は、引当金勘定を用いて認識し、過去に認識した信用損失については戻し入れを認める。
- 信用損失の有無を評価する際に、負債性証券の公正価値が償却原価ベースを下回っている期間の長さを考慮する規定を削除する。
- 信用損失の有無を評価する際に、報告日後の負債性証券の公正価値の回復または追加の下落を考慮する必要はない。

一方IFRS第9号では、FVOCI区分の金融資産についても償却原価と同じ予想信用損失の計上が求められます。このためIFRSでは公正価値で評価されるFVOCI区分の金融資産についてもその信用の質の悪化の評価を行うことが必要です。仮に市場リスクや流動性リスクの変動によって公正価値が帳簿価額を上回っていても、ステージ1の場合は12カ月の予想信用損失が認識され、また、著しい信用リスクの増加があれば、

3. IASBが行った公開草案に対するフィールドワーク（主要な地域の15社（非金融機関を含む）が参加）では、FASBの提案していたCECLモデルとの簡便的な比較の結果、FASBモデルの方が引当金は少なくとも100%は増加するという結果が示されています。FASBモデルの方がボラティリティは増大し、特に経済状況が悪い場合、新規ローンについては予想信用損失が過大になります（2013年7月のIASBボード会議 アジェンダ・ペーパー 5B参照）。

4. 現在のUSGAAPではAFS区分の負債性証券について、一時的でない減損の場合には減損損失を認識し、帳簿価額を直接減額します。一時的でない減損か否かは、公正価値が帳簿価額を下回っており（減損している）、かつ減損が一時的でないか否かで判定します。企業が当該証券を売却する意図がある場合、証券の公正価値が償却原価まで回復するより前に売却する可能性が50%超である場合、あるいは信用損失が生じている場合には、減損は一時的でないとしてされています。信用損失は、債券の回収予想キャッシュ・フローの現在割引価値（当初EIRで割引計算を行う）と償却原価との差額として計算されます。信用損失が存在するかどうかおよび債券が回復する期間は、公正価値が償却原価を下回る期間の長さや程度、財政状態計算書日以後の公正価値の回復または追加下落、発行者または業種や地域における不利な状況など、すべての利用可能な情報を利用して判断する必要があります（ASC320-10-35-22、35-33A～35-33H）。

ステージ2に移動し、残存期間にわたる予想信用損失が認識されます（設例A参照）。

### 3. 実務上の簡便法の対象の持分投資

公正価値が容易には入手可能ではないため、実務上の簡便法の対象となる持分投資に関しては、ワン・ステップの減損モデルを適用します。ワン・ステップの減損モデルとは、帳簿価額が公正価値よりも低いと考えられる減損の兆候を検討し、兆候がある場合には公正価値を測定し、減損損失（帳簿価額と公正価値との差額）を認識するというものです。減損の兆候の有無は以下の定性的な要件を満たすか否かで判断することが暫定合意されています。なお、公開草案で提案されていた50%超（more likely than not）の可能性の要件を含めないこと

が暫定合意されています。

- 損益、信用格付け、資産の質、または業績見積りの著しい悪化
- 規制当局、経済、技術環境または一般的な市場条件の著しい悪化
- 同一または類似する投資について原価よりも軽微以上の低い価格で売却するまたは購入する申し出
- 継続企業の前提に関する重要な懸念

一方、IFRS第9号では、持分投資には減損規定は適用されません。IFRS第9号では持分商品は公正価値で測定しなければならず、取得原価が公正価値をもっともよく表すものとされるケースは限定的です。なお、投資先のパフォーマンスの著しい変化や経済環境の著しい変化がある場合には、取得原価

#### 設例A

##### 設例A 公正価値で測定し、その評価差額がその他の包括利益に計上される金融資産の減損の処理の比較

A社は、公正価値CU1,000で債券を購入し、FVOCIに分類。信用が毀損している証拠はない。当初認識時の12ヶ月の予想信用損失はCU10。当初認識時の処理は以下のとおり

##### IFRS第9号

	借方	貸方
金融資産—FVOCI区分 現金	CU1,000	CU1,000
信用損失（純損益） その他の包括利益	CU10	CU10

##### USGAAP暫定合意

	借方	貸方
金融資産—FVOCI区分 現金	CU1,000	CU1,000

期末の公正価値は市場金利の変動および信用リスクの増大により、CU950に減少。

##### IFRS第9号

著しい信用リスクの増大ではないと判定。このため、期末において12ヶ月予想信用損失を見積もる。12ヶ月の予想信用損失はCU30。

	借方	貸方
信用損失（純損益）	CU20	
その他の包括利益	CU30	
金融資産—FVOCI区分		CU50

##### USGAAP暫定合意

著しい信用リスクの増大ではないが、一時的ではない公正価値の低下である（注1）と判断している。この場合、A社は審議中の暫定合意に基づき以下の仕訳を行う。

	借方	貸方
信用損失（純損益）	CU50	
信用損失引当金：金融資産—FVOCI区分		CU50

注1：一時的ではない公正価値の下落要件については、最終基準で明確化されるため、この設例では、CU50の公正価値の下落は一時的ではない下落に該当するという前提を置いている。

翌期首、公正価値CU950で売却。IFRS第9号ではその他の包括利益から売却損益ヘリサイクルを行う。

##### IFRS第9号

その他の包括利益から売却損益ヘリサイクルを行う。

	借方	貸方
現金	CU950	
金融資産—FVOCI区分		CU950
売却損失（その他の包括利益からリサイクル）	CU20	
その他の包括利益		CU20

##### USGAAP暫定合意

	借方	貸方
信用損失（純損益）	CU950	
金融資産—FVOCI区分		CU1,000
信用損失引当金：金融資産—FVOCI区分	CU50	

出典：IFRS第9号に基づく会計処理に関しては、一部 KPMG First Impressions: IFRS9 Financial Instruments (September 2014)より抜粋

が公正価値をもっともよく表すとは言えず、公正価値測定が必要です。

#### 4. 信用が毀損している購入金融資産

信用が毀損している購入金融資産（Purchased-credit impaired financial asset、以下「PCI金融資産」という）とは、購入時に買手の評価に基づいて、組成時以降に信用の質に著しい悪化があったとされる個々の取得した金融資産（または共通のリスク特徴を有する金融資産のグループ）と定義されます。購入価格に含まれる信用リスクに関連するディスカウントは取得日に信用損失に係る引当金として認識し、引当に対応する分の償却原価を増加させて（グロスアップして）認識されます。予想信用損失に関連する購入時のディスカウントは利息収益と

しては認識されません。当初の利息収益は取得日の予想キャッシュ・フローに基づき、資産の存続期間にわたり一定の実効金利を適用し、当初認識後に予想信用損失が小さくなったとしても、実効金利を変更しません。PCI金融資産以外の金融資産に関するアプローチと同様に、当初認識後の予想信用損失の変動（改善または悪化）は、信用損失引当金の増減として直ちに純損益に計上されます。

なお、当初認識時にPCI金融資産のポートフォリオの購入から生じる、信用リスクを原因としないディスカウントやプレミアムは、ポートフォリオに含まれる個々の資産へ配分することが暫定合意されています。

一方、IFRS第9号では、当初から信用が毀損している金融資産については、当初認識時は取得原価で認識します（グロスアップは行いません）。USGAAPと同様に、予想信用損失に関

#### 設例B

##### 設例 B PCI金融資産の会計処理の比較

B社は、公正価値CU800で不良債権ポートフォリオを購入した。購入時点での満期までの契約上のキャッシュ・フローは合計1,000であり、購入時において見積もられた将来キャッシュ・フローは以下のとおりである。見積りキャッシュ・フローと購入価額CU800をベースとして計算された実効金利は3.925%である。

	1	2	3	4
見積りキャッシュ・フロー	220	220	220	220

##### IFRS第9号

当初認識時の仕訳は以下のとおりである。

	Dr (Cr)
貸付金	800
現金	(800)

##### USGAAP 暫定合意

当初認識時の仕訳は以下のとおりである。

	Dr (Cr)
貸付金	1,000
信用損失引当金	(200)
現金	(800)

1年後、見積りとおりの回収が行われた。しかし、信用状況は改善し、結果として将来の見積りキャッシュ・フローは以下のように改善すると予想されている。

	1	2	3	4
見積りキャッシュ・フロー	220	250	250	250

X1年末の仕訳は以下のとおり、IFRS第9号とFASBの暫定合意とに差異はない。

	Dr (Cr)
貸付金	31
受取利息	(31)
現金	220
貸付金	(220)
信用損失引当金	83
信用損失	(83)

##### IFRS第9号

財政状態変動表上  
貸付金は661(800-31+220)、信用損失引当金は83(借方残高)である。

##### USGAAP 暫定合意

財政状態変動表上  
貸付金は861(1000-31+220)、信用損失引当金は-117(貸方残高)である。

出典：IFRS第9号に基づく会計処理に関しては、KPMG First Impressions: IFRS9 Financial Instruments (September 2014) より抜粋

連する購入時のディスカウントは、実効金利を通じてその後の利息収益の認識に影響しません。利息収益は当初実効金利に基づき計算され、その後の予想信用損失の見積りの変更は直ちに純損益に計上されます（設例B参照）。

## 5. 未収利息の不計上

現行USGAAPには未収利息の不計上に関する一般規定は存在しませんが、米国銀行業界の現行の規制ガイダンスに未収利息の不計上に関する規定が存在します。FASBはUSGAAPに一般的な未収利息の不計上に関するガイダンスを追加しない（すなわち減損プロジェクトではこの問題を取り扱わない）ことを暫定合意しました。しかし、プレ・アジェンダ・リサーチ・プロジェクトとして、未収利息の不計上に関するガイダンスをUSGAAPに含めるべきかは今後検討することを決定しています。

一方、IFRS第9号では、どのような信用状況にある金融資産でも当初の実効金利で利息が認識されることとなります。信用毀損の証拠があるステージ3に分類される金融資産については、信用損失引当金を控除後の純額の償却原価に実効金利をかけて未収利息が認識されます。

## 6. 不良債権のリストラクチャリング

現行のUSGAAPには不良債権のリストラクチャリングに関する規定（Troubled Debt Restructuring、以下「TDR」という）が存在します。TDRとは、債務者の財政難に関連して、経済的または法的な理由から債権者が債務者へ与えた譲歩に基づく債務再編等をいいます。TDRに該当するか否かについては詳細な規定があり、TDRに該当する条件変更については、新たな貸出金としては処理せず、割引率も当初の実効金利を使用する必要があります。他の資産で債権の一部または全部弁済がなされた場合には、当該資産の公正価値と帳簿価額との差額を損失計上することとなります。この現行のUSGAAPの規定は、目的適合性を有しており、意思決定に有用な情報を提供するものであるとして、TDRとTDR以外の条件変更とは区別して取り扱うことをFASBは暫定合意しています。

一方、IFRS第9号では、条件変更はその理由の如何にかかわらず、その条件変更が実質的なものである場合には、条件変更により従来の債権の認識が中止され、変更後の条件により新たな債権が生じたものとして新たな資産をその公正価値で認識します。この結果、市場金利変動の影響が純損益に認識されます。他方、条件変更が実質的ではない場合には、当初認識時の信用状況と比較して、評価時点の信用リスクの変化が著しいか否かを決定する必要があると考えられます。

なお、IFRS第9号では、金融負債の条件変更において、その変更が実質的なか否かの判定として定性的な分析のほか、定量的な分析の数値基準が示されていますが、金融資産に関し

ては、特段の明記はありません。しかし、金融負債の規定を類推適用し、金融資産の条件変更が実質的なものか否かを分析するものと考えられます。

## IV ヘッジ会計

IFRS第9号には、リスク管理の実態をよりよく会計に反映するためのヘッジ会計の改訂も含まれています。たとえば、ヘッジの有効性評価の数値基準（80%から125%）が撤廃され、実績としてのヘッジの有効性評価は行わないものの、ヘッジ対象の変動とヘッジ手段の変動が相殺しあうことに関する分析が要求されることとなります。なお、ヘッジの非有効部分の測定は引き続き必要です。

FASBは、分類と測定ならびに減損の見直しのプロジェクトにはヘッジ会計の改訂は含めておらず、将来ヘッジ会計の改訂について議論を開始する予定です。このため、ヘッジ会計に関しても基準間の差異が生じ、FASBの今後の審議状況によってはその差異が解消しない可能性もあると考えられています。

## V 開示

IFRSでもUSGAAPでも改訂に伴い多くの開示規定が見直され、拡充されることが予定されています。拡充される開示は、IFRSでもUSGAAPでも、網羅的な情報の捕捉や見積りや判断基準に関する開示内容の検討という点で、実務上の対応に時間と労力がかかる分野であると考えられています。USGAAPでのみ要求される追加開示には主に以下があると考えられます。

### コア預金負債（Core deposit liabilities）

FASBは、公開草案で提案していたコア預金負債の開示の一部を免除することを暫定合意したものの、公開営利企業（public business entities）には次の開示を要求することを検討しています。

- (1) 預金勘定の重要な種類別のコア預金負債の残高および預金負債総額の開示
- (2) 実績に基づいて加重平均により算定したコア預金負債の残存期間
- (3) コア預金に関する定性的開示

## Ⅵ おわりに

単一の会計基準が強く望まれた金融商品会計基準であるものの、今後導入される会計基準は、現在より一層差異が拡大することが予定されています。このため、国際展開を行う金融機関のうち、それぞれの地域でIFRSまたはUSGAAPへの準拠が要請される機関は、両基準の主要な差異を理解する必要があります。さらに、日本基準における金融商品会計の改訂作業の状況によっては、日本企業は、3つの金融商品会計の主要な差異や改訂の動向を注視するとともに、グループ会計方針の選択に際しては、それぞれの基準に従い、かつ自社の財政状況や経営成績を適切に示す最適解を検討する必要があると考えられます。投資家にとっても、基準間の差異と採用される会計方針や見積りの基礎を把握し理解した上での判断がさらに必要となってくると考えられます。KPMGジャパンでは今後も判断に資する情報を適時に提供する予定です。

### 【バックナンバー】

「IFRS 第9号「金融商品」金融資産の分類はどのように決定されるのか」

(KPMG Insight Vol.9/Nov 2014)

「IFRS 第9号「金融商品」における減損規定」

(KPMG Insight Vol.9/Nov 2014)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいませうお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

パートナー 大川 圭美

tamami.okawa@jp.kpmg.com

IFRS アドバイザリー室

シニアマネジャー 中川 祐美

hiromi.nakagawa@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com  
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.